

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料金の基本料金の無償化(水道事業会計繰出)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市内の全世帯(事業者も含む)を対象に、水道料金の基本料金を令和8年2月、3月検針分の2か月分無料とするもの。 ②水道事業会計に繰り出し、給水収益減収分及び水道料金システム改修経費に係る費用 ③対象世帯数:約30.4万世帯、経費:9.4億円 実施期間:令和8年2月分から令和8年3月分まで ※基本料金(口径13mm1,111円、口径20mm1,815円、口径25mm2,343円、口径30mm3,190円、口径40mm5,126円、口径50mm13,310円、口径75mm24,948円、口径100mm44,352円、口径150mm110,880円、口径200mm217,602円、公衆浴場用8,668円)相当額の無償化に係る消費税抜額及び水道料金システム改修に係る費用 ④市内の全世帯及び事業所(公共施設を除く)	R8.5	R8.5
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費保護者負担軽減事業	①物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担を軽減するため、国による学校給食費の抜本的な負担軽減の対象とならない中学校を対象とし、給食費のうち主食の費用に相当する額を公費負担し、本交付金を活用することで、保護者負担の軽減を図るもの。 ②需要費(賄材料費) ③【中1・2】114円(主食費相当分)×1,686,960食(年間食数)=192,313,440円 【中3】114円(主食費相当分)×756,333食(年間食数)=86,221,962円 中学校合計 278,535,402円 【合計】278,535,402円 ④市立中学校に在籍している生徒の保護者※教職員分は対象外	R8.4	R9.3
3	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	コミュニティバス運行事業	①市内の交通アクセスの改善や高齢者等の移動手段の確保のため、市役所・支所・たたら荘等の公共施設や医療機関を結ぶコミュニティバスを運行し、交通利便性の向上を図るもの。 ②コミュニティバス運行事業費補助金 ③運行経費118,696千円から収入見込額15,500千円を差引いた額 ④コミュニティバス運行事業者	R8.4	R8.9
4	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	協定バス運行事業	①路線バスの運行が困難な地域等の移動手段を確保するため、協定に基づき路線バス(協定バス)を運行し、交通利便性の向上を図るもの。 ②協定バス運行事業費補助金 ③運行経費+運行準備費用+車両代替費用=110,367千円 ④協定バス運行事業者	R8.10	R9.3
5	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公共施設等光熱費高騰対策事業(市立幼小中学校)	①物価高騰等による影響で学校施設の電気・ガス料金が増加し大きな負担となっていることから、各単価の増加分について本交付金を活用することで、従前のサービスを維持していく。 ②電気・ガス料金(学校施設分) ③電気・ガス料金学校施設分270,817千円(市立幼小中学校)、全てR3決算とR8予算の電気・ガス料金比較により算出 R3年度決算 電気327,020千円、ガス133,413千円 R8年度予算 電気514,176千円、ガス217,074千円 ④学校施設	R8.4	R9.3
6	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業等原油価格等高騰対策支援事業	①中東情勢の影響を受ける中小企業・小規模事業者等に対し、価格高騰・供給不足への緊急支援を行うことで、市内事業者の事業活動の継続及び安定化につながる。 ②事業者への支援金及び事務費 ③(支援金)10万円×2,300者=230,000千円 (事務費) 20,818千円 消耗品費 100千円 通信運搬費 253千円 口座振替手数料 379千円 業務委託料 20,086千円 ④中小企業・小規模事業者(個人事業者を含む)	R8.7	R8.11

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業等原油価格等高騰対策支援事業(信用保証料補助金)	①中東情勢の影響により、売上減少や利益圧迫に直面する市内中小企業の資金繰りを支援するため、埼玉県の手付金保証制度の対象となる事業者の信用保証料を一部補助するもの ②保証料のうち2分の1以内(限度額20万円)※1,000円未満切り捨て ③申請件数(見込み)34件×7カ月＝238件、238件×20万円＝47,600千円 ④次のいずれかの融資制度による融資を利用し、保証料を払った市内事業者、(1)埼玉県中小企業制度融資 経営安定資金(大臣指定等貸付)、(2)埼玉県中小企業制度融資 要件緩和型経営安定資金(経営あんしん資金)※住所要件、納税要件等の審査あり	R8.8	R8.12